

2012年10月17日

(仮 訳)

米国クロスボーダーのスワップ規制について

我々（下記署名者）は、スワップ取引に対する CFTC クロスボーダー規制に反映されるよう、世界的金融危機後の規制改革の実施についての懸念を貴委員会と共有したい。

ピッツバーグで 2009 年に G20 により採択された、標準化された店頭デリバティブの清算及び電子取引に関する改革を忠実に実施することは、引き続き極めて重要である。ご承知のとおり、欧州では、清算に係る法令を採択し、G20 ピッツバーグ改革の取引基盤に関する交渉の最終段階にある。日本では、11 月に清算集中が義務付けられる予定であるほか、電子取引基盤に関する法律が最近国会で成立した。幾つかの分野で細部が異なっている可能性はあるものの、米国、EU 加盟国及び日本は、それぞれの法域において概ね統合的な方法で、これらの歴史的改革を実施しようとしている。

国際的なスワップ市場の大部分をカバーしているという点で、このことは大きな成果である。しかし、2009 年以来 G20 首脳によって繰り返し強調されているように、国内法令だけでは、ピッツバーグサミットで合意され、2010 年のトロントサミットでも再確認された政治的目的を達成することはできない。G20 各国の規制は、重要な国際金融市場を分断するおそれのないよう調整しながら、慎重に実施される必要がある。

過去の過ちにも関わらず、デリバティブ市場は、世界中の取引相手が一体となって、より効率的なリスク管理を行い、その結果、経済発展を支援することを可能としてきた。これは、誰にとっても有益であろう。経済成長が非常に不安定なときには、国際的な金融市場からより非効率な地域もしくは国内市場への移行を引き起こすような措置を取らないことが極めて重要である。

我々は、米国及びその他の規制当局が、他国における規制の妥当性に関して、満足する必要があることを認識し、理解している。しかし、我々は貴委員会に対して、いかなる規制を最終化する、もしくは、いかなる期限を切る前に、米国の規制策定作業が米国内のみならず国際的にも機能することを確保するための時間を設けるよう強くお願いしたい。我々は、国際市場が分断されないよう、相手国に関する同等性又は代替的遵守、そして、その結果としての、当該国の規制・監督に対する信頼を最大限活用するという原則に則って、クロスボーダー規制を協調的に採用するべきである。この原則は、全ての米国人が、所在地に関わらず、適切な代替的な規制に従って、米国人以外の者と取引を行うことができるよう、特に貴委員会のクロスボーダー規制において、採用される必要がある。

我々は貴委員会に対して、効果的なクロスボーダーの枠組みが可能な限り早い時期に実施されるよう、我々の規制当局が貴委員会と緊密に連携するとともに、互いの規制の

枠組みに係る必要な情報と保証を提供する用意があることを約束する。